

意見書案第 8 号

緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出について

上記の意見書案を三田市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年 6 月 24 日

経営政策常任委員会委員長 松 岡 信 生

緊急事態に関する国会審議を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、長期に亘って全国各地で拡大し大きな被害をもたらした。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態も発生したところである。

また、30年以内に高い確率で「首都直下型地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が予測されており、東日本大震災の際には、道路をふさぐ震災ガレキの撤去の遅れのため支援物資の輸送にも遅れが生じ、また被災地地方自治体の機能停止も問題となった。

また、阪神淡路大震災を経験した兵庫県では、自衛隊の災害派遣出勤の遅れをはじめ、関係省庁からの情報収集が十分に行えず、官邸に伝わらなかったという問題点が指摘されたことは、政府も教訓として強く認識されているところである。

我が国は、これまで緊急事態の発生に対し災害対策基本法や新型インフルエンザ対策特別措置法などによって対処してきたが、従来の法体系では限界のあることが判明した。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどこの自治体であっても被災地になりえるのであって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国民的な喫緊の課題である。

国家の最大の責任は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。国民は、緊急時に生命、生活、財産を守るための施策と法整備を望んでおり、さらには根拠規定となる憲法について、国会が建設的な議論に取り組むことを期待している。

よって、国会においては、緊急時における憲法のあり方について建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} 宛

兵庫県三田市議会